県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○ 公安委員会規則
＊10　法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則 1
○ 告示
906　軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し（税務課）..... 2
907　生活保護法による指定医療機関の廃止（社会福祉課）..... 2
908　生活保護法による指定医療機関の再開（　〃　）..... 2
909　救急病院の認定（医務課）..... 3
910　肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録（鳥獣害対策課）..... 3
911　保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不分明（森林整備課）..... 3
912　〃（　〃　）..... 3
913　〃（　〃　）..... 4
914　保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不分明（　〃　）..... 4
○ 警察本部告示
60　随意契約の相手方の決定 4

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第10号

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月20日

和歌山県公安委員会委員長　竹　山　早　穂

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部を改正する規則

法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則（平成17年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号、別記様式第6号、別記様式第7号、別記様式第10号、別記様式第11号、別記様式第13号及び別記様式第15号中

「

本　　籍	
住　　所	（〒　　－　　）　　都道府県 電話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」を

「

住　　所	（〒　　－　　）　　都道府県 電話（　　）　　－　　（自宅・携帯）

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告　　示

和歌山県告示第906号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第3項及び和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　特約業者の氏名又は名称

有限会社有田商会

2　主たる事務所又は事業所の所在地

有田市初島町里2106

3　特約業者の指定取消しの年月日

令和8年10月6日

和歌山県告示第907号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
伊医新24-02	医療法人恒裕会吉田クリニック	伊都郡かつらぎ町妙寺439-92	令和3.11.30

和歌山県告示第908号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	名称	所在地	再開年月日
海医新3-26	谷田クリニック	海草郡紀美野町小畑668-1	令和8.9.17

和歌山県告示第909号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　名称　医療法人　南労会　紀和病院

2　所在地　橋本市岸上18番地1

3　有効期限　令和11年10月18日

和歌山県告示第910号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第797号	化成肥料	まもるくんTB	窒素全量6.0 りん酸全量8.0 加里全量4.0 内く溶性加里3.5 内水溶性加里3.0	公定規格のとおり	清和肥料工業株式会社 大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	令和 11.10.7

和歌山県告示第911号

令和8年和歌山県告示第769号（以下「告示第769号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

山本唐一郎

2　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第769号のとおり

和歌山県告示第912号

令和8年和歌山県告示第771号（以下「告示第771号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

北マツノ

岡本義吉

2　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施

業要件

告示第771号のとおり

和歌山県告示第913号

令和8年和歌山県告示第788号（以下「告示第788号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を新宮市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

北マツノ

岡本義吉

2　指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第788号のとおり

和歌山県告示第914号

令和8年和歌山県告示第838号（以下「告示第838号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を古座川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年10月20日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　所在が不分明である通知の相手方

岡敬三

2　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第838号のとおり

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第60号

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和8年10月20日

和歌山県警察本部長　壱　岐　恭　秀

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量

映像解析システム更新委託及び機器賃貸借業務　一式

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県警察本部警務部会計課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

3　随意契約の相手方を決定した日

令和8年9月11日

4　随意契約の相手方の氏名及び住所

FLCS・富士通Japanコンソーシアム

（代表者）FLCS株式会社

東京都千代田区神田練塀町3番地

（構成員）富士通Japan株式会社

神奈川県川崎市幸区大宮町1番地5

5　随意契約に係る契約金額

670,997,800円（うち消費税及び地方消費税の額60,999,800円）

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条第2項の規定により随意契約する。